

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
翌日
の翌日
に当
る日
を以
てす)

◇ 条 例

目 次

恩給の年額の平成二年改定に関する条例（職員厚生課）
 特別職の職員の旅費等に関する条例及び職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例及び恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部を改正する条例（職員厚生課）
 過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（税務課）
 鳥取県理容師美容師試験委員条例を廃止する条例（衛生課）

公布された条例のあらまし

◇ 恩給の年額の平成二年改定に関する条例

一 県吏員等に給する退職年金及び県吏員等の遺族に給する遺族年金について、平成二年四月分以降、その年額を引き上げるこ

ととした。（第一条関係）

二 県吏員等に給する通算退職年金及び県吏員等の遺族に給する通算遺族年金について、平成二年四月分以降、その年額を引き上げることとした。（第二条関係）

三 職権改定及び恩給の年額を改定する場合の端数計算について、所要の規定を設けることとした。（第三条、第四条関係）

四 多額所得による退職年金の停止について、所要の経過措置を講ずることとした。（第五条関係）

五 この条例は、公布の日から施行し、平成二年四月一日から適用することとした。

◇ 特別職の職員の旅費等に関する条例及び職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

一 特別職の職員の旅費等に関する条例の一部改正

1 議会の議員の滞在費の額を次のとおり引き上げることとした。（第六条関係）

| 区 分 | 額 |
|------------------------------------|---------|
| 会議場所から八キロメートル未満の地域に居住する者 | 八、二〇〇円 |
| 会議場所から八キロメートル以上五十キロメートル未満の地域に居住する者 | 一一、二〇〇円 |
| 会議場所から五十キロメートル以上の地域に居住する者 | 一六、三〇〇円 |

2 内国旅行における車賃、日当、宿泊料及び食卓料の定額を次のとおり引き上げることとした。(別表関係)

| 区 分 | 車 賃 (一キロメートルにつき) | 日 当 (一日につき) | 宿 泊 料 (一夜につき) | | 食 卓 料 (一夜につき) |
|-------------------|---------------------|----------------|---------------|---------|------------------|
| | | | 甲 地 方 | 乙 地 方 | |
| 議会の議員、知事、副知事及び出納長 | 三七円 | 三、〇〇〇円 | 一四、八〇〇円 | 一三、三〇〇円 | 三、〇〇〇円 |
| 教育委員会その他の委員会の委員 | | 二、六〇〇円 | 一三、一〇〇円 | 一一、八〇〇円 | 二、六〇〇円 |
| 専門委員その他の特別職の職員 | | 二、二〇〇円 | 一〇、九〇〇円 | 九、八〇〇円 | 二、二〇〇円 |

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 職員の旅費に関する条例の一部改正

1 内国旅行における車賃、日当、宿泊料及び食卓料並びに移転料の定額を次のとおり引き上げることとした。(第十七条、別表関係)

(一) 車賃、日当、宿泊料及び食卓料

| 区 分 | 車 賃 (一キロメートルにつき) | 日 当 (一日につき) | 宿 泊 料 (一夜につき) | | 食 卓 料 (一夜につき) |
|-------------|---------------------|----------------|---------------|---------|------------------|
| | | | 甲 地 方 | 乙 地 方 | |
| 九級以上の職務にある者 | 三七円 | 二、六〇〇円 | 一三、一〇〇円 | 一一、八〇〇円 | 二、六〇〇円 |
| 八級以下の職務にある者 | | 二、二〇〇円 | 一〇、九〇〇円 | 九、八〇〇円 | 二、二〇〇円 |

(二) 移転料

| 区分 | 九級以上の職務にある者 | 八級以下六級以上の職務にある者 | 五級以下の職務にある者 | 加 算 額 | |
|------------------------|-------------|-----------------|-------------|----------|----------|
| | | | | 現 行 | 改 正 後 |
| 鉄道五十キロメートル未満 | 一二六、〇〇〇円 | 一〇七、〇〇〇円 | 九三、〇〇〇円 | 一一二、一〇〇円 | 一二九、二〇〇円 |
| 鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満 | 一四四、〇〇〇円 | 一二三、〇〇〇円 | 一〇七、〇〇〇円 | 一二三、〇〇〇円 | 一三〇、九〇〇円 |
| 鉄道百キロメートル以上三百キロメートル未満 | 一七八、〇〇〇円 | 一五二、〇〇〇円 | 一三二、〇〇〇円 | 一六三、〇〇〇円 | 一七〇、〇〇〇円 |
| 鉄道三百キロメートル以上五百キロメートル未満 | 二二〇、〇〇〇円 | 一八七、〇〇〇円 | 一六三、〇〇〇円 | 一九三、〇〇〇円 | 二〇〇、〇〇〇円 |
| 鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満 | 二九二、〇〇〇円 | 二四八、〇〇〇円 | 二二六、〇〇〇円 | 二五七、〇〇〇円 | 二六四、〇〇〇円 |
| 鉄道千キロメートル以上二千キロメートル未満 | 三〇六、〇〇〇円 | 二六一、〇〇〇円 | 二二七、〇〇〇円 | 二七九、〇〇〇円 | 二八二、〇〇〇円 |
| 鉄道二千キロメートル以上 | 三三八、〇〇〇円 | 二七九、〇〇〇円 | 二四三、〇〇〇円 | 二八二、〇〇〇円 | 二八二、〇〇〇円 |

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 施行期日等

- 1 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 2 この条例の規定は、3に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする滞在又は施行日以後に完了する旅行について適用することとした。
- 3 車賃、日当、宿泊料及び食卓料に関する規定は、施行日以後に発する旅行及び施行日前に発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用することとした。

◇鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例及び恩給の昭和四十一年改定に関する条例の一部を改正する条例

一 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の一部改正

1 遺族年金に係る寡婦加算の年額を次のとおり引き上げることとした。（第一条関係）

| 区分 | 加 算 額 | |
|-----------------------|----------|----------|
| | 現 行 | 改 正 後 |
| 老齢寡婦（六〇歳以上）及び有子（一人）寡婦 | 二二六、三〇〇円 | 二三〇、九〇〇円 |
| 有子（二人以上）寡婦 | 二二二、一〇〇円 | 二二九、二〇〇円 |

2 公務関係遺族年金に係る遺族加算の年額を現行「十万五千三百円」から「十一万四千円」に引き上げることとした。（第一条関係）

二 恩給の昭和四十一年改定に関する条例の一部改正

三
施行期日等

退職年金及び遺族年金の最低保障額を次のとおり引き上げることとした。(第二条関係)

| 区 分 | 実 在 職 年 数 | 金 額 | |
|--|-----------------------|----------|----------|
| | | 現 行 | 改 正 後 |
| 六十五歳以上の者に給する退職年金 | 退職年金についての最短恩給年限以上 | 九二六、四〇〇円 | 九五四、〇〇〇円 |
| | 九年以上退職年金についての最短恩給年限未満 | 六九四、八〇〇円 | 七一五、五〇〇円 |
| | 六年以上九年末満 | 五五五、八〇〇円 | 五七二、四〇〇円 |
| 六十五歳未満の者に給する退職年金(公務傷病年金に併給される退職年金を除く。) | 六年以上九年末満 | 四六三、二〇〇円 | 四七七、〇〇〇円 |
| | 九年以上 | 六九四、八〇〇円 | 七一五、五〇〇円 |
| | 六年以上九年末満 | 五五五、八〇〇円 | 五七二、四〇〇円 |
| 六十五歳未満の者で公務傷病年金を受けるものに給する退職年金 | 六年以上九年末満 | 四六三、二〇〇円 | 四七七、〇〇〇円 |
| | 九年以上 | 六九四、八〇〇円 | 七一五、五〇〇円 |
| | 六年以上九年末満 | 五五五、八〇〇円 | 五七二、四〇〇円 |
| 遺族年金 | 退職年金についての最短恩給年限以上 | 六四七、八〇〇円 | 六六七、一〇〇円 |
| | 九年以上退職年金についての最短恩給年限未満 | 四八五、九〇〇円 | 五〇〇、三〇〇円 |
| | 六年以上九年末満 | 三三八、七〇〇円 | 四〇〇、三〇〇円 |
| 六年末満 | 三二三、九〇〇円 | 三三三、六〇〇円 | |

この条例は、公布の日から施行し、平成二年四月一日から適用することとした。

◇過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する
条例

- 一 過疎地域活性化特別措置法（現行過疎地域振興特別措置法）に定める過疎地域内において、引き続き事業税、不動産取得税及び県が課する固定資産税の課税免除を行うこととした。（第一条、第二条関係）
- 二 課税免除の対象となる事業に旅館業（下宿営業を除く。）を加えることとした。（第一条関係）
- 三 その他所要の規定の整備を行うこととした。（第三条関係）
- 四 この条例は、公布の日から施行し、一及び二については、平成二年四月一日から適用することとした。
- 五 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

恩給の年額の平成二年改定に関する条例をここに公布する。

平成二年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十六号

恩給の年額の平成二年改定に関する条例
(退職年金及び遺族年金の年額の改定)

第一条 県吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金については、平成二年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正十二年十二月鳥取県令第五十五号。以下「年金条例」という。）の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(通算退職年金及び通算遺族年金の年額の改定)

第二条 県吏員等に給する通算退職年金については、平成二年四月分以降、その年額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る退職一時金の基礎となつた在職年の月数を乗じて得た額に改定する。

- 一 六十二万四千七百二十円に一・〇二三を乗じて得た額
- 二 当該通算退職年金の年額の計算の基礎となつてゐる給料月額に一・〇五を乗じて得た額の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た額に一・〇二三を乗じて得た額

2 年金条例第十八条ノ三第四項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前項の規定の例により算定した額の合算額をもつて前項に定める通算退職年金の年額とする。

3 県吏員等の遺族に給する通算遺族年金については、平成二年四月分以

降、その年額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその年額を改定するものとした場合の改定年額の百分の五十に相当する額に改定する。

(職権改定)

第三条 この条例の規定による恩給の年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

(恩給の年額の改定の場合の端数計算)

第四条 この条例の規定により恩給の年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給の年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもって改定後の恩給の年額とする。

(多額所得による退職年金の停止についての経過措置)

第五条 平成二年四月分から同年六月分までの退職年金に関する年金条例第二十三条ノ二の規定の適用については、第一条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる退職年金の年額をもって退職年金年額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成二年四月一日から適用する。

別表 (第一条関係)

| 恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額 | 仮定給料年額 |
|-----------------------|-----------|
| 九四二、六〇〇 円 | 九七〇、七〇〇 円 |
| 九八四、四〇〇 | 一、〇一三、七〇〇 |
| 一、〇二七、四〇〇 | 一、〇五八、〇〇〇 |

| | |
|-----------|-----------|
| 一、〇六九、九〇〇 | 一、一〇一、八〇〇 |
| 一、一一三、三〇〇 | 一、一四六、五〇〇 |
| 一、一四〇、三〇〇 | 一、一七四、三〇〇 |
| 一、一六七、五〇〇 | 一、二〇二、三〇〇 |
| 一、一九八、一〇〇 | 一、二三三、八〇〇 |
| 一、二四一、七〇〇 | 一、二七八、七〇〇 |
| 一、二七九、五〇〇 | 一、三一七、六〇〇 |
| 一、三一四、四〇〇 | 一、三五三、六〇〇 |
| 一、三五七、一〇〇 | 一、三九七、五〇〇 |
| 一、三九九、八〇〇 | 一、四四一、五〇〇 |
| 一、四四六、五〇〇 | 一、四八九、六〇〇 |
| 一、四九三、六〇〇 | 一、五三八、一〇〇 |
| 一、五五二、三〇〇 | 一、五九八、六〇〇 |
| 一、五八九、四〇〇 | 一、六三六、八〇〇 |
| 一、六三七、二〇〇 | 一、六八六、〇〇〇 |
| 一、六八三、七〇〇 | 一、七三三、九〇〇 |
| 一、七七六、二〇〇 | 一、八二九、一〇〇 |
| 一、八〇〇、九〇〇 | 一、八五四、六〇〇 |
| 一、八七二、一〇〇 | 一、九二七、九〇〇 |
| 一、九六六、六〇〇 | 二、〇二五、二〇〇 |
| 二、〇七一、二〇〇 | 二、一三二、九〇〇 |
| 二、一二四、六〇〇 | 二、一八七、九〇〇 |
| 二、一七五、六〇〇 | 二、二四〇、四〇〇 |
| 二、二四八、〇〇〇 | 二、三二五、〇〇〇 |
| 二、二九〇、八〇〇 | 二、三五九、一〇〇 |

二、四一四、九〇〇
 二、四七六、一〇〇
 二、五四〇、五〇〇
 二、六六四、〇〇〇
 二、七八八、七〇〇
 二、八二一、二〇〇
 二、九二四、三〇〇
 三、〇七〇、四〇〇
 三、二一五、〇〇〇
 三、三〇四、五〇〇
 三、三九一、七〇〇
 三、五六八、七〇〇
 三、七四一、九〇〇
 三、七七五、九〇〇
 三、九一〇、五〇〇
 四、〇八〇、四〇〇
 四、二四九、三〇〇
 四、四一七、二〇〇
 四、五二三、〇〇〇
 四、六三五、九〇〇
 四、八五三、三〇〇
 五、〇七三、一〇〇
 五、一八三、九〇〇
 五、二八九、〇〇〇
 五、四九七、六〇〇

二、四八六、九〇〇
 二、五四九、九〇〇
 二、六一六、二〇〇
 二、七四三、四〇〇
 二、八七一、八〇〇
 二、九〇五、三〇〇
 三、〇一七、四〇〇
 三、一六一、九〇〇
 三、三一〇、八〇〇
 三、四〇三、〇〇〇
 三、四九二、八〇〇
 三、六七五、〇〇〇
 三、八五三、四〇〇
 三、八八八、四〇〇
 四、〇二七、〇〇〇
 四、二〇二、〇〇〇
 四、三七五、九〇〇
 四、五四八、八〇〇
 四、六五七、八〇〇
 四、七七四、〇〇〇
 四、九九七、九〇〇
 五、二二四、三〇〇
 五、三三八、四〇〇
 五、四四六、六〇〇
 五、六六一、四〇〇

| | |
|-----------|-----------|
| 五、五九〇、六〇〇 | 五、七五七、二〇〇 |
| 五、六九三、四〇〇 | 五、八六三、一〇〇 |
| 五、八七五、三〇〇 | 六、〇五〇、四〇〇 |
| 六、〇五九、〇〇〇 | 六、二三九、六〇〇 |
| 六、〇九三、三〇〇 | 六、二七四、九〇〇 |
| 六、一二五、八〇〇 | 六、三〇八、三〇〇 |
| 六、一五八、三〇〇 | 六、三四一、八〇〇 |
| 六、二三四、四〇〇 | 六、四二〇、二〇〇 |
| 六、三八八、三〇〇 | 六、五七八、七〇〇 |
| 六、五四二、二〇〇 | 六、七三七、二〇〇 |
| 六、六一八、三〇〇 | 六、八一五、五〇〇 |
| 六、六九六、三〇〇 | 六、八九五、八〇〇 |

恩給の年額の計算の基礎となっている給料年額が九四二、六〇〇円未満の場合又は六、六九六、三〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇二九八を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、仮定給料年額とする。

特別職の職員の旅費等に関する条例及び職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十七号

特別職の職員の旅費等に関する条例及び職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の旅費等に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の職員の旅費等に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「六千二百円」を「八千二百円」に、「九千三百円」を「一万二千二百円」に、「一万二千四百円」を「一万六千三百円」に改める。

別表中表の部分を次のように改める。

| 出納長 | 副知事 | 知事 | 議会の議員 | 区 分 | 鉄道賃 | 船 賃 | 車(一キロメートルにつき) | 日 当 (一日につき) | 甲 地 方 (宿泊料(一夜につき)) | 乙 地 方 (宿泊料(一夜につき)) | 食卓料 (一夜につき) |
|-----|-----|----|-------|--|---|-----|---------------|-------------|--------------------|--------------------|-------------|
| | | | | 旅客運賃及び急行料金(旅客運賃の等級を二階級に区分する線路)以下「二階級」という。に合はる旅行の場(旅客運賃及び料金の急行特別座席指定料金を別室料金として) | 旅客運賃(旅客運賃の等級を三階級に区分する船舶)以下「三階級」という。又は旅客運賃の等級を二階級に区分する船舶 | 三七円 | 三、〇〇〇円 | 一四、八〇〇円 | 一三、三〇〇円 | 三、〇〇〇円 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|------------|---------|----------|------------|------------|----------|--------------|---------------|----------|--|----------------|-------|--|-----------|-----------|---------------|------------|
| 教育委員会の委員 | 選挙管理委員会の委員 | 監 査 委 員 | 人事委員会の委員 | 地方労働委員会の委員 | 地方労働委員会の幹事 | 収用委員会の委員 | 海区漁業調整委員会の委員 | 内水面漁場管理委員会の委員 | 公安委員会の委員 | 専 門 委 員 | 附属機関の委員その他の構成員 | 選 挙 長 | 選 挙 分 会 長 | 審 査 分 会 長 | 選 挙 立 会 人 | 審 査 分 会 立 会 人 | その他の特別職の職員 |
| | | | | | | | | | | 旅客運賃及び急行料金(二階級区分線路による旅行の場合には、一等の旅客運賃及び一等の急行料金)、特別車両料金並びに座席指定料金 | | | 旅客運賃及び急行料金(二階級区分線路による旅行の場合には、二等の旅客運賃及び二等の急行料金)、特別車両料金並びに座席指定料金 | | | | |
| | | | | | | | | | | 旅客運賃(三階級区分船舶又は二階級区分船舶による旅行の場合には、上級の旅客運賃)、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金 | | | 旅客運賃(三階級区分船舶又は二階級区分船舶による旅行の場合には、上級の旅客運賃)、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金 | | | | |
| | | | | | | | | | | 三七円 | | | 三七円 | | | | |
| | | | | | | | | | | 二、二〇〇円 | | | 二、二〇〇円 | | | | |
| | | | | | | | | | | 一〇、九〇〇円 | | | 一〇、九〇〇円 | | | | |
| | | | | | | | | | | 九、八〇〇円 | | | 九、八〇〇円 | | | | |
| | | | | | | | | | | 二、二〇〇円 | | | 二、二〇〇円 | | | | |

| | | | | | | | | |
|-----------------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 五級以下の職 務にある者 | 九三、〇〇〇円 | 一〇七、〇〇〇円 | 一三三、〇〇〇円 | 一六三、〇〇〇円 | 二一六、〇〇〇円 | 二二七、〇〇〇円 | 二四三、〇〇〇円 | 二八二、〇〇〇円 |
|-----------------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の旅費等に関する条例(以下「改正後の特別職旅費等条例」という。)の規定及び第二条の規定による改正後の職員の旅費に関する条例(以下「改正後の職員旅費条例」という。)の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にする滞在又は施行日以後に完了する旅行について適用し、施行日前にした滞在及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 改正後の特別職旅費等条例別表の規定(鉄道賃及び船賃に係る部分を除く。)並びに改正後の職員旅費条例第十七条の規定及び別表の一の規定(着後手当に係る部分を除く。)は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条

例及び恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十八号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例及び恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十一年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項第一号中「二十二万千円」を「二十二万九千二百円」に改め、同項第二号及び第三号中「十二万六千三百円」を「十三万九百円」に改める。

附則第六項中「十万五千三百円」を「十一万四百円」に改める。

(恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部改正)

第二条 恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例(昭和四十一年十月

鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成元年四月分」を「平成二年四月分」に改め、同項の表中「九二六、四〇〇円」を「九五四、〇〇〇円」に、「六九四、八〇〇円」を「七一五、五〇〇円」に、「五五五、八〇〇円」を「五七二、四〇〇円」に、「四六三、二〇〇円」を「四七七、〇〇〇円」に、「六四七、八〇〇円」を「六六七、一〇〇円」に、「四八五、九〇〇円」を「五〇〇、三〇〇円」に、「三八八、七〇〇円」を「四〇〇、三〇〇円」に、「三三三、九〇〇円」を「三三三、六〇〇円」に改め、同条第四項中「平成元年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成二年四月一日から適用する。

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十九号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

例

過疎地域における県税の課税免除に関する条例(昭和四十五年十月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号。以下

「法」という。)第二条第一項」を「過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第十五号。以下「法」という。)第二条第一項」に改め、「製造の事業」の下に「又は旅館業(下宿営業を除く。)」を加える。

第二条第一項第一号中「過疎地域振興特別措置法施行令第十条第一項第一号の額の計算に関する省令(昭和五十五年自治省令第九号)」を「過疎地域活性化特別措置法第二十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成二年自治省令第十三号)第二条」に改める。

第三条第一項中「県税事務所長を経由して」を削り、同条第二項中「県税事務所長を経由して」を削り、同項第三号中「行なった」を「行つた」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例(第三条第一項及び第二項の改正規定を除く。)による改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成二年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 旧過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号)第二条第一項に規定する地域内において、平成二年三月三十一日以前に新設し、又は増設した設備を製造の事業の用に供した者及び畜産業、水産業又は薪炭製造業を行った個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働

日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であったものに係る県税の課税免除については、なお従前の例による。

3 新条例第二條第一項の規定により県税の課税を受けないこととなる者であつて、平成二年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二條第一項又は第四十五條第一項の規定の適用を受ける設備又はその敷地である土地を事業の用に供したものに係る新条例第三條第一項の届出書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して三十日を経過する日とする。

鳥取県理容師美容師試験委員条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十号

鳥取県理容師美容師試験委員条例を廃止する条例

鳥取県理容師美容師試験委員条例（昭和二十八年四月鳥取県条例第二十

四号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二年八月一日から施行する。